

平成 18 年 6 月 14 日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋堀留町二丁目 9 番 6 号
塩 水 港 精 糖 株 式 会 社
取締役社長 浅 倉 三 男

第 73 回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のことと拝察申しあげます。

さて、当社第 73 回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「議決権の行使についての参考書類」をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、ご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成 18 年 6 月 29 日（木曜日）午前 10 時
2. 場 所 東京都中央区東日本橋三丁目 6 番 20 号
東織厚生年金会館 2 階

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第 73 期（平成 17 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日まで）
営業報告書、貸借対照表及び損益計算書内容報告の件
 2. 第 73 期（平成 17 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日まで）
連結貸借対照表及び連結損益計算書内容報告並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第 1 号議案 第 73 期利益処分案承認の件
- 第 2 号議案 定款一部変更の件
- 第 3 号議案 取締役 6 名選任の件
- 第 4 号議案 監査役 1 名選任の件
- 第 5 号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

(添付書類)

営 業 報 告 書

(平成 17 年 4 月 1 日から
平成 18 年 3 月 31 日まで)

1. 営業の概況

(1) 企業集団の営業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業部門と家計部門がともに改善し、景気の緩やかな回復が見られ、設備投資や個人消費は堅調に推移しましたが、原油価格の高騰等により先行き懸念が残る状況で推移しました。

当期の精糖業界は、国内需要は僅かながら減少する中で、依然として安価な加糖調製品の輸入増加が続き、販売競争は激化し厳しい市場環境下にありました。

海外原糖市況は、期初 10.38 セント（ポンド当たりニューヨーク粗糖現物相場。以下同じ。）で始まりましたが、投機筋の手仕舞い売りから5月中旬には一時 9.89 セントまで下落しました。その後は原油価格の高騰からエタノール向けさとうきび需要拡大の思惑に加え、EU の砂糖制度改革による輸出補助金削減を背景に原糖市況は急伸し、2月3日には 20.46 セントの高値をつけ、結局当期末は 19.02 セントで終了いたしました。かかる状況の下で、当社の原糖部門は慎重に原糖買付けと為替予約を行いました。

国内精糖市況については、東京上白糖現物相場は期初 134 ~ 135 円（1kg 当たり。以下同じ。）で始まりましたが、5月中旬には 135 ~ 136 円となりました。その後は海外原糖相場の上昇を受けて、10月11日には 141 ~ 142 円と 6 円上昇し、1月20日には 146 ~ 147 円と 5 円の上昇、3月30日には 156 ~ 157 円と 10 円上昇して当期を終了しました。

事業の種類別セグメントの業績は以下のとおりです。

食品事業

砂糖営業部門は物流コストの低減と販売の効率化に努めました。業務用製品につきましては、安価な加糖調製品の輸入増加が続き、依然として需要の減少傾向が見られる中、顧客ニーズへのきめ細かな対応と技術サービスの強化に努めました。業績は、国内甘しゅ原料糖の調達数量の

減少や夏場における飲料ユーザーの生産調整等により販売数量が減少しました。期後半においては、輸入原糖価格の急騰により当社は10月に出荷価格6円を、翌年1月には5円を、また3月には10円の引き上げをそれぞれ余儀なくされたことにより、駆け込み需要が起こり販売数量は前期と比べ増加しました。

家庭用製品につきましては、個人消費が緩やかな回復傾向を示す中、量販店向けの取組みを強化しました結果、販売数量は前期を上回りました。以上のほか、平成17年3月に株式会社パールエースを連結子会社としたこと等により、精糖売上高は22,511百万円（前期比7,217百万円増）となりました。しかしながら、輸入原糖の高騰と販売競争の激化等から収益面では所期の目標を下回りました。

砂糖製造部門は、横浜市及び大阪府泉佐野市の両工場における精糖共同生産がそれぞれ順調に推移し、製造コスト面では計画どおりの成果をあげることができました。

乳果オリゴ糖部門は、健康志向が高まる中、デトックス関連としてオリゴ糖の効果をとりあげたテレビ放映や雑誌記事の宣伝効果を活用し、オリゴ糖がもつ機能の啓発に重点をおいた販促活動に努めました。その結果、市販及び薬系用「オリゴのおかげ」シリーズ製品の販売数量は順調に推移し、前期に比べ120%となりました。

一方、業務用乳果オリゴ糖については、当社乳果オリゴ糖関連商品の厚生労働省「特定保健用食品」許可の取得数が30に達し、市場で高い評価を得る中、高純度タイプを新たに発売し拡販に努めるとともに、積極的な新規ユーザーの開拓及び既存ユーザーフォローに努めましたが、新特定保健用食品（規格基準型）制度の発足時期に予測とのずれがあったこともあり、販売数量は前年を下回りました。以上により、同部門全体では売上高は1,201百万円（前期比34百万円増）となりました。

サイクロデキストリン（CD）部門は、飲料用途向けの分岐CDを中心に販売を展開し、CD一次品（素材としてのCDそのもの）及びCD二次品（CDで加工した製品）は販売増となりましたが、加工受託の減少があり、同部門全体の売上高は767百万円（前期比44百万円減）となりました。

また血糖値上昇抑制作用を有するスリランカ原産植物の「コタラヒムブツ」を原料にした加工製品「コタラヒムエキス末（素材品）」及び「コタラヒム（市販品）」の拡販に努めました。

研究開発部門においては、整腸と免疫調節機能を有する - 結合ガラ

クトオリゴ糖については用途開発に努め、また肝機能改善効果を有する栄養ドリンク素材グルクロン酸については工業的生産の開発に努め、それぞれ一定の成果をあげました。抗がん剤タキソールに関しては、引き続き研究開発に努めるとともに技術提携を視野に入れた取組みを行いました。CD の分野では脂溶性機能性成分の生体利用効率を高める研究開発に、乳果オリゴ糖の分野では整腸効果以外の新たな機能に関する研究開発に、それぞれ努めました。また、「コタラヒムブツ」に関しては、引き続き特定保健用食品の許可取得を視野に入れた安全性・有用性の検証に努めました。

以上の結果、食品事業の売上高は 24,480 百万円（前期比 7,208 百万円増）、営業利益は 515 百万円（前期比 436 百万円減）となりました。

その他事業

不動産賃貸部門は、当社は当社所有に係る大阪工場設備等を関西製糖株式会社に賃貸しています。売上高は 763 百万円（前期比 35 百万円減）、営業利益は 80 百万円（前期比 26 百万円減）となりました。

なお、神奈川県藤沢市所在の遊休地等の売却による減損損失及び子会社「株式会社横浜国際バイオ研究所」整理損を特別損失に計上し、財務体質の改善を図りました。

以上の結果、当期の連結業績につきましては、売上高は 25,244 百万円（前期比 7,172 百万円増）、経常利益は 334 百万円（前期比 47 百万円減）、当期純利益は 498 百万円（前期比 225 百万円増）となりました。

(2) 企業集団が対処すべき課題

わが国の経済は引き続き景気回復基調と予測されますが、原油価格動向や金利上昇などといった不安材料も多く、当社を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況が続くものと思われま

す。海外原糖市況は、最大の原糖輸出国ブラジル国内におけるさとうきびを原料としたエタノール生産の動向、気象状況の変化、為替相場の変動など不安定要素も多いことから、予断を許さない状況が続くものと思われま

す。一方、国内精糖市況は、安価な加糖調製品の輸入増加や海外原糖相場上昇による販売競争の激化から引き続き厳しい状況が続くものと思われま

す。かかる状況の下で、当社は総発売元である株式会社パールエースと一体となって顧客満足を第一義とする販売力の一層の強化を図るとも

に、新製品の開発に努め収益を確保してまいります。

砂糖営業及び製造部門は、東西の精糖共同生産体制を着実に推進し、高品質で安全な製品を安定的に供給するとともに、製造及び物流のコスト競争力の強化に努めてまいります。乳果オリゴ糖部門につきましては、市販及び薬系用「オリゴのおかげ」シリーズ製品は販促活動を強化し、また業務用乳果オリゴ糖は、高純度品の拡販及び新特定保健用食品（規格基準型）を活用した販促の強化等により、それぞれ更なる拡販に努めてまいります。

また、血糖値上昇抑制機能を有する「コタラヒム」の拡販に積極的に取り組んでまいります。CD 部門におきましては、新素材商品を中心に積極的に販売に努めてまいります。研究開発部門におきましては、付加価値の高い新製品並びに新素材の早期開発に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

(3) 企業集団の設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資は、大阪工場本館包装工程改善工事等 891 百万円であります。これらの投資のうち、当連結会計年度中の支払資金につきましては主に借入金により調達いたしました。

(4) 企業集団及び当社の営業成績及び財産の状況の推移

企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	平成14年度 第70期	平成15年度 第71期	平成16年度 第72期	平成17年度 (当連結会計年度) 第73期
売 上 高(百万円)	18,709	18,336	18,071	25,244
経 常 利 益(百万円)	636	368	382	334
当期純利益(百万円)	227	277	272	498
1株当たり 当期純利益 (円)	6.18	7.56	7.39	18.17
総 資 産(百万円)	23,347	29,119	35,163	41,667

- (注) 1. 当連結会計年度の状況につきましては、「(1) 企業集団の営業の経過及び成果」に記載のとおりであります。
2. 当社は第72期より、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2に規定する連結計算書類を作成しております。
3. 第71期より、「商法施行規則の一部を改正する省令」(平成15年2月28日法務省令第7号)に基づき、従来の「当期利益」「1株当たり当期利益」は、それぞれ「当期純利益」「1株当たり当期純利益」と表示しております。
4. 「1株当たり当期純利益」は期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。

当社の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	平成14年度 第70期	平成15年度 第71期	平成16年度 第72期	平成17年度 第73期(当期)
売 上 高(百万円)	17,263	16,647	16,683	17,427
経 常 利 益(百万円)	601	319	356	72
当期純利益(百万円)	190	237	242	232
1株当たり 当期純利益 (円)	5.12	6.42	6.53	7.26
総 資 産(百万円)	23,373	29,539	32,760	41,588

- (注) 1. 第71期より、「商法施行規則の一部を改正する省令」(平成15年2月28日法務省令第7号)に基づき、従来の「当期利益」「1株当たり当期利益」は、それぞれ「当期純利益」「1株当たり当期純利益」と表示しております。
2. 「1株当たり当期純利益」は期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。

2. 会社の概況 (平成 18 年 3 月 31 日現在)

(1) 企業集団の主要な事業内容

事業区分	主 要 製 品
食 品 事 業	砂糖、乳果オリゴ糖、サイクロデキストリン
そ の 他 事 業	工場賃貸

(2) 株式の状況

会社が発行する株式の総数	80,000,000 株
発行済株式の総数	35,000,000 株
当期末株主数	3,433 名
大 株 主	

株 主 名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	議決権比率	持株数	出資比率
	千株	%	千株	%
三菱商事株式会社	8,400	31.66	-	-
株式会社パールエース	2,887	-	9	100.00
株式会社みずほコーポレート銀行	1,495	5.64	-	-
日本証券金融株式会社	1,354	5.10	-	-
三菱UFJ信託銀行株式会社	603	2.27	-	-
大東通商株式会社	500	1.88	-	-
南西糖業株式会社	500	-	-	-
株式会社みずほ銀行	451	1.70	-	-
村上 真之助	390	1.47	-	-
三井住友海上火災保険株式会社	345	1.30	-	-

- (注) 1. 当社は自己株式 5,007,775 株を保有しておりますが、上記の大株主からは除いております。
2. 株式会社みずほコーポレート銀行及び株式会社みずほ銀行への出資はありませんが、株式会社みずほフィナンシャルグループの株式 18,804.2 株 (出資比率 0.14 %) を保有しております。また、平成 17 年 10 月、三菱信託銀行株式会社と UFJ 信託銀行株式会社は合併し、三菱 UFJ 信託銀行株式会社となりました。三菱 UFJ 信託銀行株式会社への出資はありませんが、株式会社三菱東京フィナンシャル・グループの株式 130.83 株 (出資比率 0.00 %) を保有しております。
3. 当社の子法人等である株式会社パールエースは南西糖業株式会社の株式 489,000 株 (出資比率 49.9 %) を保有しております。

(3) 自己株式の取得、処分等及び保有

取得株式

普通株式 1,958 株

取得価額の総額 841,314 円

処分株式

該当事項はありません。

決算期における保有株式

普通株式 5,007,775 株

(4) 企業集団及び当社の従業員の状況

企業集団の従業員数

従業員数	前期末比増減
90 名	減 7 名

当社の従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
男	33 名	-	43.9 才	16.7 年
女	12 名	-	37.2 才	13.8 年
合計又は平均	45 名	-	42.2 才	15.9 年

(注) 従業員数には、他社への出向社員 98 名は含まれておりません。

(5) 企業結合の状況

重要な子法人等の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社パールエース	百万円 450	% 100.0	砂糖類の売買等
株式会社横浜国際 バイオ研究所	60	100.0	糖質ファインケミカル製品の研究開発、製造販売
株式会社イーエス	30	100.0	砂糖二次品の受託加工及び販売

(注) 株式会社パールエース、株式会社横浜国際バイオ研究所及び株式会社イーエスは連結子法人等であります。なお、株式会社横浜国際バイオ研究所は平成18年5月31日付けで解散いたしました。

重要な関連会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
太平洋製糖株式会社	百万円 450	% 33.33	塩水港精糖(株)、東洋精糖(株)及びフジ日本精糖(株)の砂糖の受託加工
関西製糖株式会社	100	38.00	塩水港精糖(株)、大日本明治製糖(株)、大東製糖(株)及び中日本氷糖(株)の砂糖及びバイオ製品の受託加工
南西糖業株式会社	490	49.90	甘蔗分蜜糖の製造販売

(注) 1. 太平洋製糖株式会社、関西製糖株式会社及び南西糖業株式会社は持分法適用関連会社であります。
2. 南西糖業株式会社における当社の議決権比率は間接保有であります。

企業結合の経過

該当事項はありません。

企業結合の成果

当社の連結子法人等は3社、持分法適用関連会社は3社であります。

当連結会計年度の売上高は25,244百万円（前期比7,172百万円増）当期純利益は498百万円（前期比225百万円増）であります。

その他の重要な企業結合の状況

三菱商事株式会社は当社の議決権の31.66%を保有しており、当社は同社の持分法適用の関連会社であります。

(6) 企業集団の主要な事業所

当社

本 社 東京都中央区日本橋堀留町二丁目9番6号
ESRビル

関西営業所 大阪府大阪市西区西本町一丁目5番20号
サーミー本町ビル5階

平成18年5月8日に下記住所に移転いたしました。

大阪府大阪市淀川区宮原三丁目5番36号

新大阪MTビル2号館17階（株パールエース内

大阪工場 大阪府泉佐野市住吉町25番地

〔平成14年3月より関西製糖株式会社に賃貸〕
してあります。

子法人等

株式会社パールエース（東京都中央区）

株式会社横浜国際バイオ研究所（神奈川県横浜市金沢区）

株式会社イーエス（東京都中央区）

(7) 主要な借入先

借入先	借入金残高	借入先が有する当社の株式	
		持株数	議決権比率
	百万円	千株	%
株式会社みずほコーポレート銀行	6,316	1,495	5.64
三菱UFJ信託銀行株式会社	5,549	603	2.27

(8) 取締役及び監査役

地 位	氏 名	担当または主な職業
取締役社長 (代表取締役)	浅 倉 三 男	
取締役副社長 (代表取締役)	長 野 寛	社長補佐 オリゴ事業管掌
専務取締役 (代表取締役)	山 下 裕 司	生産・技術・技術サービス・研究開発管掌、営業・業界担当
専務取締役	多 田 啓 一	財務管掌 総務人事部・経理部担当
常務取締役	白 石 健 二	生産・技術・技術サービス・研究開発・CD・タキソール・新製品開発担当、技術部長、品質保証責任者、糖質研究所長
取 締 役	黒 田 一 正	経理・関係会社管理担当、経理部長
取 締 役	清 水 一 雄	技術部付システム担当部長
取 締 役	黒 田 一 晴	財務担当、総務人事部長
取 締 役	藤 井 明	三菱商事株式会社執行役員食糧本部長
取 締 役	須 田 洵	財団法人すこやか食生活協会理事長
取 締 役	宮 島 壯 太	宮島事務所代表
取 締 役	守 栄 一	マル八株式会社代表取締役副社長
取 締 役	西 原 治	株式会社パールエース取締役
取 締 役	尾 滝 亨	株式会社パールエース取締役
常勤監査役	安 戸 久仁彦	
常勤監査役	吉 田 雅 博	
監 査 役	水 上 寛 治	弁護士
監 査 役	神 宮 壽 雄	弁護士

(注) 1. 当期中の取締役及び監査役の異動

(平成17年4月1日付異動)

代表取締役社長 久野 修慈(退任)

代表取締役社長 浅倉 三男(昇格)

代表取締役専務 山下 裕司(昇格)

(平成17年6月29日付異動)

代表取締役副社長 長野 寛(新任)

専務取締役 多田 啓一(新任)

取締役 黒田 一晴(新任)

取締役 藤井 明(新任)

取締役 須田 洵(新任)

取締役 宮島 壯太(新任)

取締役 守 栄一(新任)

取締役 西原 治(新任)

取締役 尾滝 亨(新任)

常勤監査役 吉田 雅博(新任)

常勤監査役 西郷 修(退任)

監査役 水上 寛治(新任)

監査役 神宮 壽雄(新任)

監査役 宮島 壯太(退任)

監査役 加茂 秀樹(退任)

2. 取締役藤井明氏、取締役須田洵氏、取締役宮島壯太氏及び取締役守栄一氏は、商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役であります。

3. 常勤監査役安戸久仁彦氏、監査役水上寛治氏及び監査役神宮壽雄氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

(9) 会計監査人に対する報酬等の額

当社及び当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額

13 百万円

上記 の合計額のうち、公認会計士法（昭和 23 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項の業務（監査証明業務）の対価として当社及び当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額

13 百万円

上記 の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額

13 百万円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、 の金額には証券取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

(10) 決算期後に生じた企業集団の状況に関する重要な事実

特記すべき重要な事項はありません。

-
- （注） 1. 本営業報告書中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 売上高等の金額については、消費税等は含まれておりません。

貸借対照表

平成 18 年 3 月 31 日現在

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	7,136	流動負債	17,273
現金及び預金	1,049	買掛金	327
売掛金	1,106	短期借入金	15,343
製品	669	未払金	443
原材料	825	未払加工料	352
仕掛品	265	未払法人税等	400
貯蔵品	1	未払消費税等	34
前払費用	84	未払費用	74
短期貸付金	2,664	前受金	12
未収入金	27	預り金	9
繰延税金資産	311	賞与引当金	47
その他の流動資産	130	建設未払金	228
固定資産	34,451	固定負債	12,113
(有形固定資産)	(13,173)	長期借入金	5,752
建物	4,034	繰延税金負債	4,925
構築物	784	退職給付引当金	1,320
機械及び装置	2,757	役員退職慰労引当金	98
工具器具及び備品	57	その他の固定負債	17
土地	5,347		
建設仮勘定	191	負債合計	29,387
(無形固定資産)	(59)	(資本の部)	
ソフトウェア	49	資本金	1,750
施設利用権	5	資本剰余金	345
その他の無形固定資産	4	資本準備金	345
(投資その他の資産)	(21,218)	利益剰余金	3,897
投資有価証券	19,753	利益準備金	282
子会社株式	444	任意積立金	2,930
長期貸付金	846	別途積立金	2,930
長期前払費用	127	当期末処分利益	685
その他の投資	44	株式等評価差額金	8,161
		自己株式	1,953
		資本合計	12,200
資産合計	41,588	負債・資本合計	41,588

損 益 計 算 書

(平成 17 年 4 月 1 日から
平成 18 年 3 月 31 日まで)

科 目		金	額
経 常 損 益 の 部	営業 損 益 の 部		百万円 17,427
	売 上 高		
	売 上 原 価	14,163	
	販売費及び一般管理費	3,158	17,322
	営 業 利 益		105
	営業外 損 益 の 部		
	営 業 外 収 益		
	受取利息及び配当金	141	
	その他の営業外収益	89	230
	営 業 外 費 用		
支 払 利 息	248		
その他の営業外費用	15	263	
	経 常 利 益		72
特 別 損 益 の 部	特 別 利 益		
	投資有価証券売却益	2,264	
	会 員 権 売 却 益	13	2,278
	特 別 損 失		
	役員退職慰労金	192	
	たな卸資産廃棄損	146	
	減 損 損 失	865	
	固 定 資 産 除 却 損	13	
	会 員 権 評 価 損	49	
	子 会 社 整 理 損	591	
その他の特別損失	25	1,884	
	税 引 前 当 期 純 利 益		466
	法人税、住民税及び事業税	506	
	法 人 税 等 調 整 額	273	233
	当 期 純 利 益		232
	前 期 繰 越 利 益		452
	当 期 未 処 分 利 益		685

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式移動平均法による原価法

その他有価証券

a. 時価のあるもの決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

b. 時価のないもの移動平均法による原価法

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法時価法

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法移動平均法による原価法

4. 固定資産の減価償却方法

有形固定資産

建物・構築物・機械及び装置定額法

車両及び運搬具・工具器具及び備品定率法

無形固定資産

ソフトウェア定額法（利用可能期間5年）

施設利用権定額法

5. 引当金の計上基準

貸倒引当金債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。一般債権は、貸倒実績率によっております。

賞与引当金従業員の賞与支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異については、各会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額をそれぞれ発生の際会計年度より費用処理しております。

当期末年金資産残高768百万円

役員退職慰労引当金役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当期末において発生していると認められる額を計上しております。この引当金は、商法施行規則第43条に規定する引当金であります。

6. リース取引の処理方法リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
7. ヘッジ会計の方法金利スワップ取引は特例処理の要件を満たしているため特例処理を採用しております。
8. 消費税等の処理方法税抜方式を採用しております。
9. 当期より「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。
10. 当期より「退職給付に係る会計基準」の一部改正(企業会計基準第3号 平成17年3月16日)及び「退職給付に係る会計基準」の一部改正に関する適用指針(企業会計基準適用指針第7号 平成17年3月16日)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。

注記事項

貸借対照表関係

1. 子会社に対する金銭債権・債務
- | | |
|--------|-----------|
| 短期金銭債権 | 3,760 百万円 |
| 短期金銭債務 | 391 百万円 |
2. 有形固定資産の減価償却累計額11,529 百万円
3. 担保に供している資産
- | | |
|--------|------------|
| 有形固定資産 | 7,981 百万円 |
| 投資有価証券 | 12,547 百万円 |
4. 保証債務3,028 百万円
5. 商法施行規則第124条第3号に規定する純資産額は8,161百万円であります。
6. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書関係

1. 子会社との取引高
- | | |
|-----------------|------------|
| 子会社に対する売上高 | 16,608 百万円 |
| 子会社からの仕入高 | 4,566 百万円 |
| 子会社とのその他営業取引高 | 4,686 百万円 |
| 子会社との営業取引以外の取引高 | 28 百万円 |
2. 1株当たり当期純利益7円26銭
3. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

利益処分案

摘 要	金 額
当 期 未 処 分 利 益	685,128,142 円
計	685,128,142 円
これを次のとおり処分します。	
配 当 金	149,961,125 円
(1株につき5円)	
役 員 賞 与 金	15,000,000 円
(うち監査役賞与金)	(2,000,000円)
計	164,961,125 円
次 期 繰 越 利 益	520,167,017 円

(注) 配当金は、自己株式 5,007,775 株分を除いて計算しております。

独立監査人の監査報告書

平成 18 年 5 月 25 日

塩水港精糖株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員 公認会計士 小野 信行 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 藤原 明 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第 2 条第 1 項の規定に基づき、塩水港精糖株式会社の平成 17 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までの第 73 期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

(1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。

なお、重要な会計方針に記載のとおり、会社は、当営業年度より「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成 14 年 8 月 9 日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成 15 年 10 月 31 日）を適用している。この変更は、同意見書及び同適用指針が平成 17 年 4 月 1 日以後開始する営業年度から適用することとしているためであり、相当と認める。

(2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。

(3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。

(4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第73期営業年度における取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社に対し営業の報告を求めました。

また、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等に対し報告を求め、詳細に調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人 新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関しては、子会社に関する職務を含め、不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

平成18年5月26日

塩水港精糖株式会社 監査役会

常勤監査役 安戸久仁彦 ㊞

常勤監査役 吉田 雅博 ㊞

監査役 水上 寛治 ㊞

監査役 神宮 壽雄 ㊞

(注) 常勤監査役安戸久仁彦、監査役水上寛治及び監査役神宮壽雄は、「株式会社等の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上

連 結 貸 借 対 照 表

平成 18 年 3 月 31 日現在

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	6,251	流動負債	19,216
現金及び預金	1,664	支払手形及び買掛金	832
受取手形及び売掛金	1,587	短期借入金	16,343
たな卸資産	2,007	未払法人税等	409
繰延税金資産	76	未払消費税等	42
その他の流動資産	916	賞与引当金	94
		その他の流動負債	1,495
固定資産	35,415	固定負債	11,970
(有形固定資産)	(13,173)	長期借入金	5,752
建物及び構築物	4,819	繰延税金負債	4,666
機械装置及び運搬具	2,757	退職給付引当金	1,320
工具器具及び備品	58	役員退職慰労引当金	98
土地	5,347	その他の固定負債	132
建設仮勘定	191		
(無形固定資産)	(714)	負債合計	31,187
(投資その他の資産)	(21,527)	(少数株主持分)	
投資有価証券	21,178	少数株主持分	-
長期貸付金	182		
繰延税金資産	18	(資本の部)	
その他の投資	147	資本金	1,750
		資本剰余金	266
		利益剰余金	3,433
		株式等評価差額金	8,149
		自己株式	3,119
		資本合計	10,480
資産合計	41,667	負債、少数株主持分 及び資本合計	41,667

連 結 損 益 計 算 書

（ 平成 17 年 4 月 1 日から
平成 18 年 3 月 31 日まで ）

科 目		金 額		
経常損益の部	営業損益の部	売上高	25,244	
		売上原価	21,140	
		販売費及び一般管理費	4,081	
		営業利益	25,222	
	損益の部		営業外収益	21
		営業外収益		
		受取利息及び配当金	143	
		持分法による投資利益	281	
		その他の営業外収益	246	670
		営業外費用		
支払利息	318			
その他の営業外費用	40	358		
	経常利益		334	
特別損益の部	特別利益			
	投資有価証券売却益	2,264		
	会員権売却益	16	2,281	
	特別損失			
	たな卸資産廃棄損	146		
	減損損失	865		
	固定資産除却損	13		
	役員退職慰労金	200		
	子会社整理損	325		
	会員権評価損	49		
その他の特別損失	27	1,628		
税金等調整前当期純利益			986	
法人税、住民税及び事業税		510		
法人税等調整額		22	488	
当期純利益			498	

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子法人等の数 3社（株式会社パールエース、株式会社イーエス、株式会社横浜国際バイオ研究所）
- (2) 非連結子法人等は、株式会社おかげさま1社であり連結計算書類に及ぼす影響が軽微のため連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した関連会社数 3社（太平洋製糖株式会社、関西製糖株式会社、南西糖業株式会社）
- (2) 非連結子法人等株式会社おかげさま及び関連会社株式会社ナルミヤについては、連結計算書類に及ぼす影響が軽微のため持分法を適用せず原価法により評価しております。

3. 連結子法人等の事業年度等に関する事項

連結子法人等の決算日は、親会社と同一であります。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

- a 満期保有目的債券償却原価法（定額法）
 - b その他有価証券.....時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- 時価のないもの 移動平均法による原価法

デリバティブ取引時価法

たな卸資産移動平均法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産 建物・構築物・機械及び装置定額法

車両及び運搬具・工具器具及び備品定率法

無形固定資産 ソフトウェア定額法（利用可能期間5年）

施設利用権定額法

長期前払費用均等償却

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。一般債権は貸倒実績率によっております。

賞与引当金 従業員の賞与支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金	従業員への退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額をそれぞれ発生翌連結会計年度より費用処理しております。
役員退職慰労引当金	役員への退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

(4) 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

粗糖先物取引及び粗糖オプション取引は繰延ヘッジ処理を採用しております。金利スワップ取引は特例処理の要件を満たしているため特例処理を採用しております。

(6) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(7) 当連結会計年度より「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。

(8) 当連結会計年度より「退職給付に係る会計基準」の一部改正(企業会計基準第3号 平成17年3月16日)及び「退職給付に係る会計基準」の一部改正に関する適用指針(企業会計基準適用指針第7号 平成17年3月16日)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。

5. 連結子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結子法人等の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。

6. 連結調整勘定の償却に関する事項

連結調整勘定は5年間で均等償却しております。

注記事項

連結貸借対照表関係

1. 非連結子法人等及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

投資有価証券(株式) 1,606百万円

2. 担保に供している資産並びに担保付債務は次のとおりであります。

(担保資産)

建物及び構築物 3,878百万円(3,878百万円)

機械装置及び運搬具 2,756 " (2,756 ")

土地 1,346 " (1,346 ")

投資有価証券 12,547 "

合計 20,528 " (7,981 ")

(担保付債務)

短期借入金 3,328百万円(1,328百万円)

長期借入金 1,637 " (1,637 ")

合計 4,965 " (2,965 ")

()書きは内書で、工場財団抵当並びに当該債務を示しております。

上記の他、投資有価証券のうち60百万円は輸入糖調整金支払保証の担保に供しております。

3. 連結子法人等以外の会社の金融機関からの借入金に対する債務保証

太平洋製糖株式会社 2,791百万円

連結子法人等以外の会社の消費税の支払に対する保証

太平洋製糖株式会社 120百万円

4. 連結会社及び持分法を適用した関連会社が保有する連結計算書類作成会社の株式の数は以下のとおりであります。

普通株式 8,144,265株

5. 有形固定資産の減価償却累計額 11,530百万円

6. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書関係

1. 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。

製品保管輸送費 1,006百万円

販売促進奨励費 805 "

給料手当賞与金 663 "

賞与引当金繰入額 89 "

役員退職慰労引当金繰入額 25 "

減価償却費 227 "

2. 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費は、191百万円であります。

3. 1株当たり当期純利益 18円17銭

4. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成 18 年 5 月 25 日

塩水港精糖株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 小 野 信 行 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 藤 原 明 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第 19 条の 2 第 3 項の規定に基づき、塩水港精糖株式会社の平成 17 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までの第 73 期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社又は連結子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従い塩水港精糖株式会社及びその連結子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状態を正しく示しているものと認める。

なお、連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に記載のとおり、会社は、当営業年度より「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成 14 年 8 月 9 日)) 及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成 15 年 10 月 31 日)を適用している。この変更は、同意見書及び同適用指針が平成 17 年 4 月 1 日以後開始する営業年度から適用することとしているためであり、相当と認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第73期営業年度の連結計算書類（連結貸借対照表及び連結損益計算書）に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会の定めた監査の方針、業務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等及び会計監査人から報告及び説明を受け、監査いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人 新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成18年5月26日

塩水港精糖株式会社 監査役会

常勤監査役 安戸久仁彦 ㊞

常勤監査役 吉田 雅博 ㊞

監査役 水上 寛治 ㊞

監査役 神宮 壽雄 ㊞

(注) 常勤監査役安戸久仁彦、監査役水上寛治及び監査役神宮壽雄は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

以上

以上

議決権の行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数 26,530 個

2. 議案及び参考事項

第1号議案 第73期利益処分案承認の件

当期の利益処分につきましては、18頁に記載のとおりとさせていただきますと存じます。

当社は、収益力の向上及び財務体質の改善・強化を図りながら、株主の皆様に対する継続的かつ安定的な配当を実施することを基本方針としております。

当期の配当金につきましては、1株につき5円（普通配当）とさせていただきますと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法」(平成17年法律第86号)、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(同第87号)、「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)及び「会社計算規則」(同第13号)の施行に伴い、下記の要件を含む必要な規定の加除・変更を行うとともに、章・条の構成や順序、表現の見直しを行うものであります。

- (1) 会社法第326条第2項の規定に従い、当会社に設置する機関を定めるため、第20条（取締役会の設置）及び第27条（監査役及び監査役会の設置）を新設するものであります。
- (2) 会社法の施行に伴い、株主総会開催地の制限が撤廃されたことから、招集の場所を明確にするため、第12条第2項に招集地に関する規定を新設するものであります。
- (3) 会社法第214条の規定に従い、株券を発行する旨を定めるため、第7条（株券の発行）を新設するものであります。
- (4) 会社法第189条第2項の規定により、単元未満株式につき行使出来る権利に関する規定を、第8条第2項として新設するものであります。
- (5) 会社法第329条の規定により、第6章「会計監査人」を新設し、会計監査人の設置のほか、その選任、任期、報酬等についての規定として第34条～第37条を新設するものであります。

- (6) 会社法第 341 条の規定により、取締役の解任決議要件を加重することが認められたことに伴い、経営の安定性を維持・確保する目的により、第 18 条（取締役の解任）を新設するものであります。
- (7) 会社法第 370 条の規定により、取締役会の書面による決議が認められたことに伴い、取締役会の決議をより機動的に行うことが出来るよう、第 23 条（取締役会の決議方法等）を新設するものであります。
- (8) 会社法施行規則 94 条の規定により、株主総会の参考書類等をインターネットにより開示することが認められたことに伴い、株主の皆様の利便性を高めるため、第 14 条（株主総会参考書類等のインターネット開示）を新設するものであります。
- (9) 会社法に合わせた表現の変更、字句の追加修正を行うものであります。
- (10) 上記各変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 4 条（ <u>公告の方法</u> ） 当社の公告は東京都内で発行する日本経済新聞に掲載する。	第 4 条（ <u>公告方法</u> ） 当社の公告は東京都内で発行する日本経済新聞に掲載する方法により行う。
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
第 5 条（ <u>株式の総数</u> ） 当社の発行する株式の総数は 8 千万株とする。	第 5 条（ <u>発行可能株式総数</u> ） 当社の発行可能株式総数は 8 千万株とする。
第 6 条（ <u>自己株式の取得</u> ） 当社は商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を <u>買</u> い <u>受</u> けることができる。	第 6 条（ <u>自己の株式の取得</u> ） 当社は会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって同条第 1 項に定める市場取引等により自己の株式を <u>取</u> 得する <u>こ</u> が <u>出</u> 来る。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p><u>第7条(1単元の株式の数及び単元未満株券の不発行)</u> <u>当会社の1単元の株式の数は1,000株とする。</u> <u>当会社は1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p><u>第8条(名義書換代理人)</u> <u>当会社は株式につき名義書換代理人を置く。名義書換代理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)及び株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取請求の取扱いその他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わないものとする。</u></p> <p><u>第9条(株式取扱規程)</u> (条文省略)</p>	<p><u>第7条(株券の発行)</u> <u>当会社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p><u>第8条(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</u> <u>当会社の単元株式数は1,000株とする。</u> <u>当会社は単元株式数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u> <u>当会社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、次の各号に掲げる権利以外の権利を行使することが出来ない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> 2. <u>剰余金の配当を受ける権利</u> 3. <u>取得請求権付株式の取得を請求する権利</u> 4. <u>募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> <p><u>第9条(株主名簿管理人)</u> <u>当会社は、株主名簿管理人を置く。</u> <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u> <u>当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)株券喪失登録簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置き、その他の株式に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わないものとする。</u></p> <p><u>第10条(株式取扱規程)</u> (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 10 条 (基準日) 当社は毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議により予め公告して臨時に基準日を設けることが出来る。</p>	<p>第 11 条 (基準日) 当社は毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することが出来る株主とする。 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によって予め公告して臨時に基準日を設けることが出来る。</p>
<p>第 3 章 株主総会</p>	<p>第 3 章 株主総会</p>
<p>第 11 条 (招 集) 当社の定時株主総会は毎年 6 月招集し、臨時株主総会は必要に応じ随時招集する。</p>	<p>第 12 条 (招集及び招集地) 当社の定時株主総会は毎年 6 月招集し、臨時株主総会は必要に応じ随時招集する。 当社の株主総会は、本店所在地またはその隣接地において招集する。</p>
<p>第 12 条 (議 長) (条文省略)</p>	<p>第 13 条 (議 長) (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第 14 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示) 当社は、株主総会の招集に際し、株主参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することが出来る。</p>
<p>第 13 条 (決議方法) 総会の決議は出席した株主の議決権の過半数をもってこれを決する。 商法第 343 条に定める特別決議は総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを決する。 但し、法令または定款に別段の定めがある場合はこの限りでない。</p>	<p>第 15 条 (決議方法) 総会の決議は出席した株主の議決権の過半数をもって行う。 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、当該株主総会において議決権を行使することが出来る株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。 但し、法令または定款に別段の定めがある場合はこの限りでない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 14 条（議決権の代理行使） 株主は当会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することが出来る。 前項の場合には株主または代理人は代理権を証する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p>	<p>第 16 条（議決権の代理行使） 株主は当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として議決権を行使することが出来る。 前項の場合には株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p>
<p>第 4 章 取締役及び取締役会</p>	<p>第 4 章 取締役及び取締役会</p>
<p>第 15 条（員数及び選任） 当会社の取締役は 18 名以内とし、株主総会で選任する。 前項の決議は総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席することを要する。 取締役の選任については累積投票によらないものとする。</p>	<p>第 17 条（員数及び選任） 当会社の取締役は 18 名以内とし、株主総会の決議によって選任する。 前項の決議は議決権を行使することが出来る株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席することを要する。 取締役の選任については累積投票によらないものとする。</p>
<p>（新設）</p>	<p>第 18 条（解 任） 取締役の解任決議は、議決権を行使することが出来る株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</p>
<p>第 16 条（任 期） 取締役の任期は就任後 2 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。 補欠として選任された取締役の任期は前任者の残任期とする。</p>	<p>第 19 条（任 期） 取締役の任期は選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 補欠として選任された取締役の任期は前任者の残任期とする。</p>
<p>（新設）</p>	<p>第 20 条（取締役会の設置） 当社は、取締役会を置く。</p>
<p>第 17 条（取締役会の招集） （条文省略）</p>	<p>第 21 条（取締役会の招集） （現行どおり）</p>
<p>第 18 条（取締役会招集の手続） （条文省略）</p>	<p>第 22 条（取締役会招集の手続） （現行どおり）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p><u>第 19 条 (役付及び代表取締役)</u> 取締役会の決議により会長、社長各 1 名、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。 会社を代表する取締役は取締役会の決議によって定める。</p> <p><u>第 20 条 (取締役会規則)</u> (条文省略)</p> <p><u>第 21 条 (報酬及び退職慰労金)</u> 取締役の報酬及び退職慰労金は株主総会でこれを定める。</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会 (新設)</p>	<p><u>第 23 条 (取締役会の決議方法等)</u> 取締役会の決議は、議決に加わることが出来る取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることが出来るものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p><u>第 24 条 (役付及び代表取締役)</u> 取締役会の決議によって会長、社長各 1 名、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。 会社を代表する取締役は取締役会の決議によって選定する。</p> <p><u>第 25 条 (取締役会規則)</u> (現行どおり)</p> <p><u>第 26 条 (報酬等)</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会 <u>第 27 条 (監査役及び監査役会の設置)</u> 当社は、監査役及び監査役会を置く。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 22 条（員数及び選任） 当社の監査役は 5 名以内とし、株主総会で選任する。 前項の決議は総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席することを要する。</p>	<p>第 28 条（員数及び選任） 当社の監査役は 5 名以内とし、株主総会の決議によって選任する。 前項の決議は議決権を行使することが出来る株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席することを要する。</p>
<p>第 23 条（任期） 監査役の任期は就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 補欠として選任された監査役の任期は前任者の残任期とする。</p>	<p>第 29 条（任期） 監査役の任期は選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 補欠として選任された監査役の任期は前任者の残任期とする。</p>
<p>第 24 条（常勤の監査役） 当社は監査役の互選により常勤の監査役を定める。</p>	<p>第 30 条（常勤の監査役） 当社は監査役会の決議によって常勤の監査役を選定する。</p>
<p>第 25 条（監査役会招集の手續） （条文省略）</p>	<p>第 31 条（監査役会招集の手續） （現行どおり）</p>
<p>第 26 条（監査役会規則） 監査役会に関する事項については監査役会の定める監査役会規則による。</p>	<p>第 32 条（監査役会規則） 監査役会に関する事項については監査役会の定める監査役会規則による。</p>
<p>第 27 条（報酬及び退職慰労金） 監査役の報酬及び退職慰労金は株主総会でこれを定める。</p>	<p>第 33 条（報酬等） 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</p>
<p>（第 6 章を新設）</p>	<p>第 6 章 会計監査人</p>
<p>（新設）</p>	<p>第 34 条（会計監査人の設置） 当社は、会計監査人を置く。</p>
<p>（新設）</p>	<p>第 35 条（選任方法） 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p><u>第 28 条 (営業年度及び決算)</u> 当会社の営業年度は 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとし営業年度末日に決算を行う。</p> <p><u>第 29 条 (利益配当金)</u> 利益配当金は決算期末現在における株主名簿に記載または記録の株主に定時株主総会終結後支払う。 利益配当金は支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。 未払配当金には利息を支払わない。</p>	<p><u>第 36 条 (任期)</u> 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p> <p><u>第 37 条 (報酬等)</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p><u>第 38 条 (事業年度)</u> 当会社の事業年度は 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。</p> <p><u>第 39 条 (剰余金の配当)</u> 剰余金の配当は決算期末現在における株主名簿に記載または記録の株主に対し定時株主総会終結後に行う。 剰余金の配当は支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。 未払配当金には利息を支払わない。</p>

第 3 号議案 取締役 6 名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役浅倉三男、黒田一正及び清水一雄の各氏が任期満了となり、また取締役守栄一氏は辞任されます。

つきましては、経営体制の強化を図るため 2 名の増員を含めて、新たに取締役 6 名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴及び他の会社の代表状況	所有する 当社の 株式数
1	浅倉 三男 昭和19年8月16日生	昭和43年 4月 大洋漁業株式会社（現マル八株式会社）入社 平成 3年 4月 当社へ出向 企画情報室付部長兼バイオ営業部付部長 平成 4年 3月 当社入社 平成 4年 6月 当社取締役総務部長 平成 7年 6月 当社常務取締役総務人事部・企画管理部・糖質研究所担当 平成10年 6月 当社専務取締役総務人事部・オリゴ・CD担当 平成12年 6月 当社専務取締役（代表取締役） 平成14年 6月 当社取締役副社長（代表取締役） 平成17年 4月 当社取締役社長（代表取締役） 現在に至る	13,000 株
2	黒田 一正 昭和25年11月6日生	昭和50年 4月 当社入社 平成13年 4月 当社経理部付部長 平成14年 4月 当社理事・経理部付部長 平成16年 6月 当社取締役経理部長 現在に至る	2,000 株
3	清水 一雄 昭和25年 4月5日生	昭和49年 4月 当社入社 平成12年 4月 当社総務人事部付部長 兼経理部付部長 平成13年 3月 当社技術部付部長 兼経理部付部長 平成16年 6月 当社取締役技術部付部長 平成18年 4月 当社取締役システム担当 現在に至る	4,000 株
4	神崎 俊 昭和33年8月13日生	昭和56年 4月 大洋漁業株式会社（現マル八株式会社）入社 平成11年 1月 株式会社パールエース出向 同社砂糖部糖類課長 平成17年 4月 同社取締役関東営業所長 平成18年 4月 当社理事 株式会社パールエース常務取締役 現在に至る	1,000 株

候補者番号	氏名 生年月日	略歴及び他の会社の代表状況	所有する 当社の 株式数
5	宮下 修 昭和29年12月18日生	昭和53年4月 三菱商事株式会社入社 平成8年4月 同社糖質部澱粉チーム 平成12年2月 Asia Modified Starch Co.Ltd. 出向 平成16年7月 三菱商事株式会社砂糖ユニットマネージャー（現任） 平成17年6月 関西製糖株式会社監査役（現任） 現在に至る	0株
6	長岡 良弘 昭和30年8月27日生	昭和49年4月 当社入社 昭和57年3月 当社自主退職 平成元年4月 当社業務部業務課入社 平成13年4月 当社砂糖部長 兼東京本社役員室副室長 平成16年7月 当社理事・砂糖部長 現在に至る	2,000株

- (注) 1. 宮下修氏は、商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役の要件を満たしております。
2. 各候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査役1名選任の件

本總會終結の時をもって、監査役吉田雅博氏は辞任されます。

つきましては、新たに監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴及び他の会社の代表状況	所有する 当社の 株式数
1	林 文孝 昭和23年2月21日生	昭和41年4月 当社入社 昭和54年7月 大新製糖株式会社出向 平成10年4月 当社大阪工場製造部部长待遇 平成14年3月 関西製糖株式会社出向 同社総務部長 現在に至る	0株

(注) 1. 林文孝氏は、現在、当社関連会社で持分法適用会社の「関西製糖株式会社」総務部長であります。平成18年6月28日をもって同社を退職される予定であります。

2. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第5号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本總會終結の時をもって退任される監査役吉田雅博氏に対し、その在任中の労に報いるため、退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

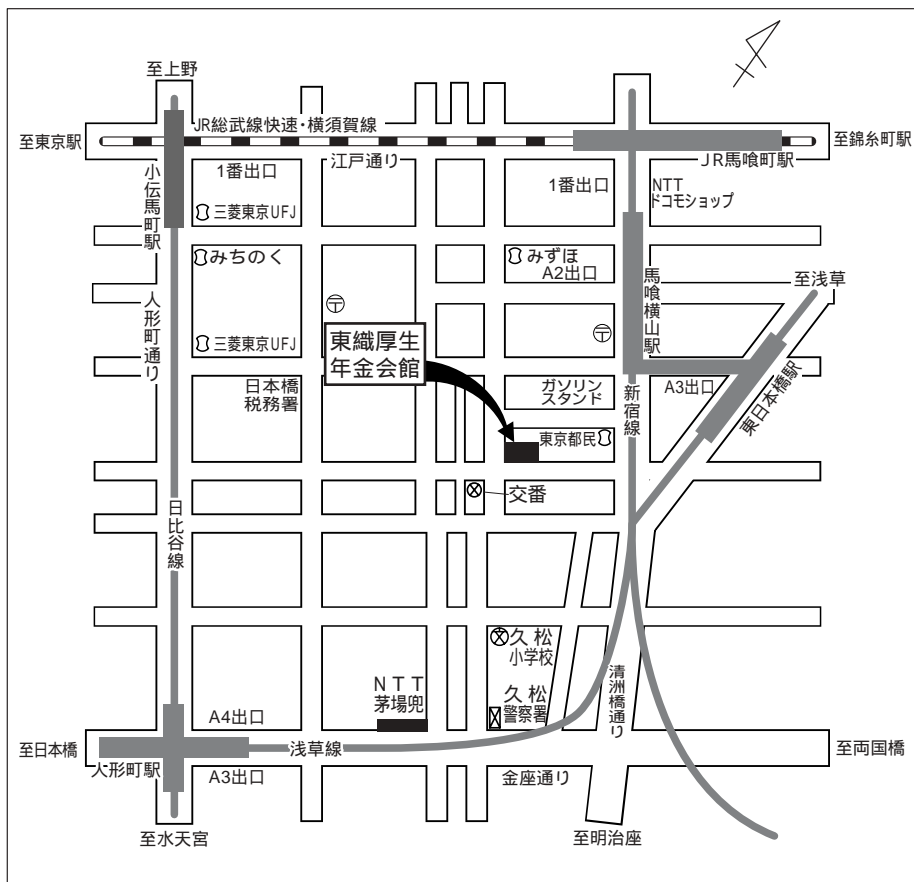
その金額、支払時期、方法等は当社内規に従い相当な範囲内で贈呈することとし、監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
吉田 雅博	平成17年6月 当社常勤監査役 現在に至る

以上

株主総会会場ご案内図



とうおり

東織厚生年金会館

東京都中央区東日本橋三丁目6番20号

電話 03(3661)5371

東京メトロ日比谷線「小伝馬町駅」・「人形町駅」徒歩各8分
都営地下鉄新宿線「馬喰横山駅」徒歩3分
都営地下鉄浅草線「東日本橋駅」徒歩3分・「人形町駅」徒歩8分
JR総武線快速・横須賀線「馬喰町駅」徒歩7分

会場には駐車場がございませんので、公共交通機関をご利用ください
ますようお願い申し上げます。